

## 別記 1

### 奨励品種の決定基準

#### 1 奨励品種の指定基準

県は、奨励品種に指定する場合には、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、普及上特に支障となる欠点のないものの中から選択するものとする。

- (1) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（以下「対照品種」という。）と比較して明らかに優れていると認められること。ただし、奨励品種に指定しようとする品種が、普及対象地域の範囲又は生産物の用途について制限のある場合は、これを妨げない。
- (2) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性又は生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。

#### 2 奨励品種の廃止基準

県は、奨励品種指定後、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種の指定を取り消すことができる。

- (1) 奨励品種の特性が変化し、1の基準を満たさなくなった場合
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しがない場合
- (4) 新たな奨励品種によって代替が可能である場合
- (5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合

## 別記 2

### 優良品種選定試験の方法

#### 1 試験対象の選定方法

奨励品種を選定するための試験（以下「試験」という。）の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から産技センターが選定するものとする。

- (1) 試験に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
- (2) 試験に必要な種子が十分供給されること。
- (3) 病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
- (4) 対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること。

#### 2 試験の期間

試験の期間は、原則として3年とする。ただし、3年未満の試験であっても、都道府県その他の機関の試験結果から試験対象品種の特性が明らかかな場合には、この期間を短縮することができる。

#### 3 試験に用いる品種

試験には次の品種を用いる。

- (1) 標準品種  
原則として県内で優良品種として共通して普及しており、試験対象品種と比較する上で基準となる品種
- (2) 比較品種  
特定の形質を比較するための品種

#### 4 試験の概要

- (1) 試験は、基本試験及び現地試験により行う。この際、試験対象品種に係る都道府県その他の機関の試験結果等の既存の知見によって当該試験対象品種の特性が既に明らかになっている場合は、当該特性に係る試験を省略することができる。
- (2) 試験の栽培試験で用いる耕種概要は、次の基準を参考とする。

#### 優良品種選定試験の耕種概要の基準

試験の種類		農作物の種類	区制		耕種法の種類
			1区面積	区数	
基本試験	予備試験	稲 麦類 大豆	5㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	1区以上	作期、施肥水準、移植、は種の方法等について試験を行う。
	本試験	稲 麦類 大豆	5㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、は種の方法等は、県に普及している耕種様式を原則として複数用いて試験を行う。
現地試験		稲 麦類 大豆	20㎡以上	1区以上	作期、施肥水準、移植、は種の方法等について試験対象品種の普及対象地域に最も普及している耕種様式により試験を行う。

#### 5 試験項目

試験項目は、次の基準を参考として定める。この際、試験対象品種に係る都道府県その他の機関の試験結果等の既存の知見によって当該試験対象品種の特性が既に明らかになっている場合は、当該特性に係る試験項目を省略することができる。

優良品種選定試験の試験項目の基準

試験の種類		試験項目
基本試験	予備試験	<p>1 稲 は種期、移植期(直播の場合は入水期)、出穂期、成熟期、発芽の良否(直播の場合に限る。)、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性(本県において重要なものとする。)、有望度及び有利又は不利とした形質</p> <p>2 麦類 は種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性(本県において重要なものとする。)、有望度及び有利又は不利とした形質</p> <p>3 大豆 は種期、開花期、成熟期、発芽の良否、茎長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性(本県において重要なものとする。)、有望度及び有利又は不利とした形質</p>
	本試験	<p>1 稲 予備試験の項目に次の項目を追加する。ただし、環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 ・心白又は腹白の多少及び食味</p> <p>2 麦類 予備試験の項目に次の項目を追加する。ただし、環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 ・容積重及び子実加工品の品質</p> <p>3 大豆 予備試験の項目に次の項目を追加する。ただし、環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 ・子実加工品の品質</p>
現地試験		<p>1 稲 基本試験の予備試験の項目に同じ。</p> <p>2 麦類 基本試験の予備試験の項目に同じ。</p> <p>3 大豆 基本試験の予備試験の項目に同じ。</p>

### 別記3

#### 奨励品種及び認定品種を除く原種等及び一般種子の生産の対象となる品種

基本要領第6の1の「県が特に認めた場合」は、次の場合とする。

##### 1 原種等の生産の対象となる品種

- (1) 優良品種選定試験を1年以上行い、審査会、懇談会又はこれらと同等の審議機関において有望であると認めた品種であって、次の条件下において、普及のための一般種子を生産するために必要な原種等をあらかじめ生産するもの
  - ア 県の種子計画等の中で生産を行うこと。
  - イ 生産対象となった品種が奨励品種又は認定品種にならなかった場合には、採種ほにおける種子としての生産を中止すること。
- (2) 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することとしている品種であって、次の条件下において、当該試験栽培用の一般種子を生産するために必要な原種等を生産するもの
  - ア (1)のイの条件を満たすこと。
  - イ 優良品種選定試験を実施していること又は、実施することが明らかであること。
- (3) 消費者の需要の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、産技センターが委託する品種であって、次の条件下において、当該栽培用の一般種子を生産するために必要な原種等を生産するもの
  - ア (1)のイの条件を満たすこと。
  - イ 優良品種選定試験若しくは生産力検定試験（品種の収量、病虫害抵抗性その他主要な特性を明らかにするため、産技センターが実施する試験をいう。以下同じ。）を実施していること又は、実施することが明らかであること。
  - ウ 栽培において産技センターは、受託者に対し必要に応じ生産について指導を行うとともに、両者間において災害による被害等が生じた場合の措置について合意が形成されていること又は、形成されていることが明らかであること。
  - エ 産技センターは必要に応じほ場検査、生産物検査に必要な資料を県に提出すること。

## 2 一般種子の生産の対象となる品種

- (1) 優良品種選定試験を2年以上行い、審査会、懇談会又はこれらと同等の審議機関において有望であると認めた品種であって、次の条件下において、普及のための一般種子を生産するもの
  - ア 県の種子計画等の中で生産を行うこと。
  - イ 生産対象となった品種が奨励品種又は認定品種にならなかった場合には、採種ほにおける種子としての生産を中止すること。
  
- (2) 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することとしている品種であって、次の条件下において、当該試験栽培用の一般種子を生産するもの
  - ア (1)のイの条件を満たすこと。
  - イ 優良品種選定試験を実施していること。
  
- (3) 消費者の需要の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、栽培を委託することとしている品種であって、次の条件下において、当該栽培用に必要な一般種子を生産するもの
  - ア (1)のイの条件を満たすこと。
  - イ 優良品種選定試験又は生産力検定試験を実施していること。
  - ウ 栽培において改良協会は、受託者に対し必要に応じ生産について指導を行うとともに、両者間において災害による被害等が生じた場合の措置について合意が形成されていること又は形成されていることが明らかであること。
  - エ 改良協会は、必要に応じほ場検査、生産物検査に必要な資料を県に提出すること。

## 別記 4

### 原種等及び一般種子の生産の留意事項

- 1 基本要領第6の2の(2)の「定める留意事項」は、次のとおりとする。
  - (1) 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にほ場があること。
  - (2) 周辺のは場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から種子の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。
  - (3) 原種等の生産を直接行う者が、原種等の生産方法に関し必要な知識及び技術、生産しようとする品種の来歴、特性、固定度等に関する知識、優良な原種等の生産に熱意を有していること。
  - (4) 一般種子の生産を直接行う者が、一般種子の生産方法に関し必要な知識及び技術、生産しようとする品種の特性等に関する知識、優良な一般種子の生産に熱意を有していること。
  - (5) 種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
- 2 産技センターが、原種の経営を委託する場合には、次によるものとする。
  - (1) 受託者が、原種の生産方法に関して県及び産技センターの指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な原種の生産に熱意を有していること。
  - (2) 原種の生産が、産技センターと受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。
    - ア 産技センターは、受託者に対し原種の生産に必要な原原種の供給の責任を有すること。
    - イ 産技センターは、原種の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。
    - ウ 産技センターは、生産された原種の配付については、別に定める要領によるものとする。
- 3 改良協会が、一般種子のは場の経営を委託する場合には、次によるものとする。
  - (1) 受託者及び種子生産組合等が、一般種子の生産方法に関して県及び改良協会の指示を確実に遂行する能力を有し、かつ、優良な一般種子の生産に熱意を有していること。
  - (2) 一般種子の生産が、改良協会、受託者及び種子生産組合等との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。
    - ア 改良協会は、受託者及び種子生産組合等に対し、一般種子の生産に必要な原種の確保の責任を有すること。
    - イ 改良協会は、一般種子の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者及び種子生産組合等はこれに従うこと。

## 別記5

### 原種等の生産の方法

#### 1 原種

- (1) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行うものとする。
- (2) 異種類、異品種等の個体が発見し易く、種子の生産に支障がない程度で可能な限り疎植又は薄播きとする。

#### 2 原原種

- (1) 1の(1)に同じ。
- (2) 1本植え又は1粒播きによる系統栽培とする。
- (3) ほ場検査又は生産物検査等の結果、品種本来の特性と異なる個体又は種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種の生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種の生産に用いるものとする。  
ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択するものとする。



## 別記 6

### ほ場検査の基準及び方法

#### 1 検査の単位

ほ場検査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

#### 2 検査の時期及び回数

次の時期を目安として好天日を選び、早朝及び日没時を避けて行うものとする。また、当該時期における検査のみでは適正な検査を実施することが困難な場合は、別の時期にも検査を行う。

種類	時期	ほ場検査	
		第1期	第2期
稲及び小麦		出穂期	糊熟期
大豆		開花期	成熟期

#### 3 検査の基準

項目	基準
変種、異品種及び異種類の農作物	含まないこと
雑草	小発生であること
種子伝染性の病虫害	含まないこと
その他の病虫害及び気象被害	20%以下であること
農作物の生育状況	特に異常な生育を示していないこと

備考 1 変種は、検査対象品種のうち、異変を生じている個体とする。ただし、当該異変が当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することが当該品種の育成者又は育成機関により明らかにされているものを除く。

2 異種類とは、異なる種類の農作物とする。

3 雑草の小発生とは、種子混入のおそれのある雑草について、1平方メートル当たり2本以内とする。

4 種子伝染性の病虫害とは、次に掲げるものとする。

(1) 稲は、ばか苗病及び心枯線虫病

(2) 小麦は、黒穂病類、斑葉病、条斑病及び粒線虫病

(3) 大豆は、ウイルス性病害、黒とう病及び紫斑病

5 採種ほに近接する一般ほ場において、種子伝染性の病害が発生した場合は、産技センター及び農産園芸課と協議のうえ、その発生状況に応じて範囲を定め、採種ほを不適合とする。

#### 4 検査の方法

##### (1) 変種、異品種及び異種類の農作物

全株確認によるものとする。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出検査に代えることができるものとする。

##### (2) 雑草、種子伝染性の病虫害、その他の病虫害及び気象被害及び農作物の生育状況

採種ほ1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って、周囲を注意深く見渡し、農作物の外観を検査し、混入、発生又は生育の程度を判定するものとする。

#### 5 留意事項

##### (1) 採種ほの隔離等

ア 採種ほにおいて前作に種子生産が行われる農作物と同じ農作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不適合となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生えを除草剤等によりの確に処分している場合は、この限りでない。

イ 採種ほは、隣接する同一作物のほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され、十分な距離が確保されていないといけない。

ただし、出穂期若しくは開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りでない。

##### (2) 変種、異品種及び異種類の農作物以外の検査項目

混入等が認められる箇所がある場合、又は病虫害の発生が認められた場合でも、それが局所的かつ軽微なものと認められるときは、雑草、発病株及び被害株の除去等適切な処置をとることにより種子としての使用に差し支えないと認められるものに限り、当該処置を確認のうえ、生産物検査の対象とする。

ただし、種子伝染性の病害については、産技センター及び農産園芸課と協議のうえ、決定すること。

## 別記 7

### 生産物検査の基準及び方法

#### 1 種子の集取の手順

- (1) 生産物検査に必要な種子の集取は、種苗法第62条の指定種苗に関する検査職員の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた県職員（以下「検査員」という。）が行う。
- (2) 検査員は、集取を実施する際、種子生産者から要求があったときは、その身分を示す証明書を提示する。
- (3) 検査員は、種子の調製を行うための施設、設備について、次の事項を確認する。
  - ア 調製に当たっては、混種が起こらない方法がとられていること。
  - イ 調製中に種子の出所や由来が常に確認できるようになっていること
  - ウ 調製作業と種子の搬入、搬出に関する記録が適正に保存されていること。
- (4) 検査に使用する種子は、検査に使用する予定量の2倍の量を目安として、1品種当たりそれぞれ、稲にあつては100g、麦類にあつては200g、大豆にあつては1kg以上の種子を集取する。
- (5) 検査試料の抽出方法は、荷口の作製方法、検査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。
  - ア 毎個検査  
1包装ごと抜取り、検査する。
  - イ 抽出検査  
検査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により検査する。
    - (ア) 移動法
      - a 連続して作製される検査対象個袋を原則として100個以上について毎個検査を行い、不良個袋（検査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定する（不良個袋率＝不良個袋数÷毎個検査個袋数×100）。この場合において、不良個袋率が5.05%以下のときは抽出検査に移行するものとし、不良個袋率が5.05%を超えるときは毎個検査を行うものとする。
      - b 抽出検査に移行する場合には、まず合格個袋（検査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して43個になるまで毎個検査を行うものとする。この場合において、合格個袋が連続して43個になる前に不良個袋が出た場合には、新たに次の個袋から数え始め、毎個検査を続けるものとする。

- c 合格個袋が連続して43個になった場合には、次の個袋から10個ごとに区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して検査し、当該個袋が合格する限りこの抽出検査を続けるものとする。
- d cの抽出検査で不良個袋が出た場合は、当該不良個袋を取り除いた上その不良個袋が属する区切りまでを合格とし、次の区切りからaの毎個検査を行うものとする。

(イ) 静置法

- a 均質な荷口を構成する個袋群から次の表の荷口中の個袋数に応じた抽出個袋数を無作為に抽出し、当該抽出した個袋について検査を行うものとする。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50個以下	17 個	0 個
51 ~ 100	33	1
101 ~ 200	60	3
201 ~ 300	83	5
301 ~ 400	100	6
401 ~ 500	110	7
501 ~ 600	125	8
601 ~ 800	140	9
801 ~ 1,000	150	10

- b 検査の結果、不良個袋数がaの表に掲げる数を超えないときは、不良個袋を取り除いたうえ当該荷口を合格とし、不良個袋がaの表に掲げる数を超えるときは、当該荷口の全個袋について毎個検査を行うものとする。

ウ ばら検査

- (ア) 乾燥調製施設等において連続的に処理され、かつ、自動試料採取装置が設置されている場合における検査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1,000分の1以上を採取するものとする。
- (イ) (ア) 以外の場合であって大型の出荷容器を用いるときにおける検査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5か所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取するものとする。
- (ウ) (ア) 又は (イ) の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して検査試料とする。

## 2 生産物検査

1により集取した種子を用いて、下記により検査員が種苗法第61条に基づく指定種苗の生産等に関する基準（以下「生産等基準」という。）に定められた発芽率及び純潔種子率の検査を行う。

### (1) 検査の時期

密封する直前に行うものとする。

### (2) 発芽率の生産等基準

ア 稲 90%以上であること(特殊な品種を除く)

イ 麦類 80%以上であること

ウ 大豆 80%以上であること

### (3) 発芽率検査の方法

ア 種子の発芽率の測定に使用する試料の数量

発芽率を測定するための試料は、1により得られた純潔種子から、測定対象ごとに1区100粒、4反復分計400粒を用意する。

イ 発芽率の測定条件

種類	発芽床の条件※1	温度※2	測定日※3		休眠打破法※4
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25℃恒温、又は20℃16時間と30℃8時間の変温	5	14	予熱処理(50℃、7日以内)又は水に浸漬(24時間)
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	20℃恒温	4	8	予熱処理(30～35℃、7日以内)、予冷処理(5～10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン溶液若しくは0.2%硝酸カリウム水溶液に浸漬
大豆	ろ紙の間、砂で覆った紙の上、又は砂の中	25℃恒温、又は20℃16時間と30℃8時間の変温	5	8	—

※1 照光条件で行うことが望ましい。

※2 ±2℃の範囲に温度変化を留める。

※3 休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、品種の特性等に応じて3日以内の適切な幅を設定する。砂を用いて検査を行った場合で7～10日以内に終わるものについては第1回目の算定を省略してよい。また、最終の測定日は過ぎないように測定を行うが、検査期間を延長することが適当と考えられるときは7日まで検査期間を延長することができる。

※4 発芽率の評価に必要な休眠打破法については、上述のどの方法あるいはどの組合せも用いることができる。また、必要に応じて、別途、科学的根拠に基づいた手法を選択できる。

ウ 発芽率の測定結果の計算と誤差の取扱い

(ア) 平均発芽率は、4反復で測定した結果の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として算出。

(イ) その際、各反復の最高値と最低値の差が次の表の4反復の誤差の最高限度以下であればそのまま用い、差が誤差の最高限度を超える場合は、再測定を行う。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度	平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度	平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度
99	5	92~91	11	77	17
98	6	90~89	12	76~73	17
97	7	88~87	13	72~71	18
96	8	86~84	14	70~67	18
95	9	83~81	15	66~64	19
94~93	10	80~78	16	63~56	19

(4) 純潔種子率検査の方法

少なくとも稲50g、麦類100g及び大豆500gの種子を使用し下表を参考に純潔種子、異種種子、異品種種子、雑草種子、病虫害種子及びその他内容物に分離し、稲は1/100gまで、麦類及び大豆は1/10gまで秤量し、それぞれの割合を求める。

純潔種子率生産等基準

用語	生産等基準	留意点
異種種子	0%	異なる種類の農作物の種子をいう。
異品種種子	0%	検査対象品種の純潔種子を除いた当該作物の異なる品種の種子をいう。ただし、検査対象品種の同質遺伝子品種を除く。
雑草種子	0.2% (稲及び麦類) 0% (大豆)	農作物以外の種子をいう。
病虫害種子 (種子伝染性病虫害を除く)	0.5% (稲及び麦類) 10% (大豆)	種子伝染性病虫害によるものを除く病虫害種子をいう。
種子伝染性病虫害種子	0%	種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものをいう。 稲：ばか苗病及び心枯線虫病 麦類：黒穂病類、斑葉病、条斑病及び粒線虫病 大豆：ウイルス性病害、黒とう病及び紫斑病

## 別記 8

採種ほに掲示する標札又は標柱の参考様式

主要農作物 採種ほ	ほ場番号	ほ場所在地	ほ場面積	種類	品種	種子生産者又は種子生産委託者	住所	氏名又は名称
--------------	------	-------	------	----	----	----------------	----	--------

- (注1) 標札は、堅牢なものとするとともに、耐水性のインクを用いて記載すること。
- (注2) 標柱の場合は、標札の記載事項を見やすいところに記載のこと。
- (注3) 種子生産者は、採種ほを経営する者、また、種子生産委託者は、種子生産者に種子の生産を委託した者をいう。